

新潟市

南区農業委員会

だより

第38号

令和2年6月1日発行

〒950-1292 新潟市南区白根1235番地 TEL (025) 372-6785・372-6791
FAX (025) 373-2285
<http://www.city.niigata.lg.jp/>(新潟市)

主な内容

- P 2 農業者年金現況届
- P 3 農地転用
- P 4 経営移譲・相続があるときは



この日は大郷の梨畑にお邪魔して、幸水の木を撮影しました。純白の可憐な花が間もなく満開になろうとするところでした。

梨は構成成分の90%が水なので、漢方薬に利用されるほど解熱作用が強く、乾いた体を潤してくれます。

今年もみずみずしい果実がたくさんみられますように。

現況届は、年金を受給するために毎年必要な届出です。



現況届は 忘れずに提出を!

農業者年金を受給されている方は、現況届を農業委員会に必ず提出してください。

現況届が届く時期は…

現況届の用紙は、**5月末頃**に直接受給権者ご本人あてに送付します。ただし、年金が差止中の方等には送付しておりません。

現況届の提出時期は…

現況届は、受給権者ご本人又は代理人が、現況届に署名・記入して**6月中**に農業委員会に提出してください。

現況届の提出を忘れると…

現況届の提出がないときは、11月の支払いから現況届が提出されるまでの間、**年金の支払いが差し止められます**のでご注意ください。

出し忘れはもったいない!

現況届を出し忘れて年金が差止中の方(現況届が届かない方)は、農業委員会にある「手書き用現況届」を提出すれば年金の支払いが再開します。

経営移譲年金・特例付加年金を受給している方については6つの項目の自己チェックに記入漏れがないか、ご確認ください

記載事項に同意の上、自署してください

農業者年金受給権者現況届 (折ったり、汚したりしないでください)

令和2年6月中にあなたの住所地の農業委員会にご提出ください

1. 支給停止事由等に該当していないことの自己チェック
2. 「受給権者の欄(氏名等)」をご記入ください

あなたご自身について、以下の1~6の項目の全てに「はい」又は「いいえ」のいずれかに必ず○を付けてください

- 1 あなたご自身が農業を営んでいますか
はい いいえ
- 2 あなたご自身が農業を営む法人の構成員になっていますか
はい いいえ
- 3 後継者に貸している農地等又は特定農業用施設の返還を受けたり、売却・転用・貸付け等を行いましたか
はい いいえ
- 4 あなた名義で農業所得の納税申告をしましたか
はい いいえ
- 5 あなた名義で経営所得安定対策等交付金を申請しましたか
はい いいえ
- 6 あなた名義で農業共済(NOSAI)に加入しましたか
はい いいえ

(注) 上記、自己チェックの記入が漏れている場合、現況届は受理できませんので、ご注意ください

受給権者の欄

農業所得の納税申告名義等、左記4~6を確認する必要がある場合は、当基金及び農業委員会が関係機関に照会することについて同意した上で署名します

氏名(自署)			
生年月日	大正・昭和	年	月 日
住所	都道府県		
	電話番号()-()-()		

ご本人が自ら署名・記入ができないため、親族等の代理人の方が記入される場合は、下記の「代理人の欄」も記入してください

代理人の欄

氏名	受給権者との関係
住所	電話番号()-()-()

支給停止事由に該当する場合、この現況届用紙は提出せずに支給停止事由該当届を提出してください

新型コロナウイルスの感染症の影響により、農業者年金保険料を納付することが困難な場合は、保険料の振替停止や通常加入保険料の額の変更などができます。

手続きの方法などは、農業者年金基金にお問い合わせください。

独立行政法人 農業者年金基金 電話 03-3502-3946 (保険料関係)

農地を個人住宅や資材置場など 農地以外にするときは、農地法の手続きを！

農地を転用する場合は、農地法の許可又は届出が必要です。許可を受けないで行われる「違反転用」が後を絶ちません。農業者はもとより、開発に携わる人も農地転用許可制度を正しく理解し、法令順守に努めましょう。

◆ 農地転用とは？

農地を住宅や工場などの建物敷地、資材置場、駐車場など農地以外の用途に転換することです。一時的に資材置場にする場合も転用になります。

◆ ご相談は南区農業委員会へ◆

農地転用の許可申請の受付は南区農業委員会農地係で行っています。ご相談ください。

- 農地に関する相談、転用についての手続きや疑問
- 農舎を建設するのに転用申請が必要かどうか？
- 転用して個人住宅を建てることができるかどうか？ など

農地パトロール

農業委員会では、日常的な農地の利用状況調査に加え、前期(7～8月)・後期(10～11月)に分けて遊休農地、違反転用、不法投棄等の解消を重点事項とした農地パトロールを実施しています。

遊休農地が発生すると？



病害虫の発生



産業廃棄物等の不法投棄



火災の発生

農地が遊休農地化すると、病害虫や鳥獣害の発生、産業廃棄物の不法投棄や雑木雑草の繁茂など地域に迷惑をかけることになります。

農地の利用でお悩みの方は、農業委員会事務局へご相談ください。

● ● ● ● ● 全国農業新聞を購読しませんか ● ● ● ● ●

☆毎週金曜日発行 月額700円 ☆3ヶ月間の試読(無料)もできます!!

お申し込みは農業委員・推進委員または南区農業委員会事務局 ☎025-372-6785へ

経営移譲や相続が発生したときの手続きについて

◎ 問い合わせ先へまずお電話を！ 手続きに必要な書類、持参する物を確認してください。

手 続 き 等	問 い 合 わ せ 先
<ul style="list-style-type: none"> 各種登録内容の変更, 農協口座の変更, 農業者年金関連 (金融窓口、共済窓口、営農経済窓口) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">新潟みらい農業協同組合</p> <p>■しろね南支店 電話:025-371-1220</p> <p>■しろね北支店 電話:025-362-1360</p> <p style="text-align: center;">越後中央農業協同組合</p> <p>■味方支店 電話:025-372-2220</p> <p>■中之口支店 電話:025-375-3101</p> </div>	
<ul style="list-style-type: none"> 名義等の変更手続き 貯金口座振替依頼書 	<p>■新潟中央農業共済組合 電話:025-282-9292</p>
<ul style="list-style-type: none"> 土地改良費の払い込み名義の変更 (資格得喪通知書又は組合員資格者交替届出書) <p>* 現在、他の耕作者に農地を貸し付けているため水田の耕作を行っていない方も、一般的に農地の所有者側が土地改良費を支払っている場合がありますので、必ずご確認ください。</p>	<p>■白根郷土地改良区 電話:025-372-1171</p> <p>■西蒲土地改良区(東地区事務所) 電話:0256-73-1200</p>
<ul style="list-style-type: none"> 水田台帳や各種農業者登録の名義等変更 住所変更や農家組合変更の有無確認 補助金申請や振込口座登録の変更 認定農業者, エコファーマー等, 登録事項の変更 堤外地(河川敷占用地)の利用有無の確認 認定方針作成者, 出荷業者の連絡先確認 	<p>■南区役所 産業振興課 (農政係、農業振興係) 電話:025-372-6515</p>
<ul style="list-style-type: none"> 農地中間管理機構を通した農地賃貸借契約の名義変更 南区農業振興公社を通した農地賃貸借契約の名義変更 公社事業利用者の振替指定口座登録変更 	<p>■新潟市南区農業振興公社 電話:025-372-5024</p>
<ul style="list-style-type: none"> 農地法第3条の届出(農地所有者の変更) 農地基本台帳経営状況等変更届(経営者等の変更) <p>・ 経営移譲の際は、経営移譲年金の申請手続きが必要な場合があります。 ご相談ください。</p>	<p>■新潟市南区農業委員会 電話:025-372-6791</p>